

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>岐阜県立恵那特別支援学校の小学部、中学部、高等部の児童生徒並びに教職員への給食供給業務である。</p> <p>当業務は、本校の学校運営に必要不可欠なものであるが、本校には自前の給食供給設備がないため外部に委託を要するものである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>令和4年4月1日付け 岐阜県教育委員会教育長と恵那市教育委員会教育長とによる「学校給食供給業務委託に関する覚書」に基づき、恵那市学校給食センターにより本校の児童生徒及び教職員の給食に係る調理及び配送並びに回収業務を実施するため。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。